

振動規制法施行令第1条に規定する施設

1	<p>金属加工機械</p> <p>イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>ロ 機械プレス</p> <p>ハ セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ニ 鍛造機</p> <p>ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）</p>
2	<p>圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p>
3	<p>土石用又は鉱物用の破碎機，摩砕機，ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</p>
4	<p>織機（原動機を用いるものに限る。）</p>
5	<p>コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）</p>
6	<p>木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）</p>
7	<p>印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）</p>
8	<p>ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）</p>
9	<p>合成樹脂用射出成形機</p>
10	<p>鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）</p>